

申請する際に、必ずお読みください

横浜市教育委員会後援名義の使用申請について

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課では、生涯学習の振興を図る事業に対して、「横浜市教育委員会」の後援名義使用の承諾及び賞状の交付を行っています。

※後援名義使用以外の対応（職員等の出席やあいさつ・祝辞等）は原則行っていません。ご了承ください。

生涯学習の振興を図る事業とは、広く一般市民が参加し、生涯学習に寄与する内容であって、講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する事業で、公共性のあるものをいいます。

※「学校教育に関する事業」「福祉・健康をテーマとする事業」「文化振興的な事業」「スポーツ事業」など、当該事業に関連する部署がある場合は、他の部署を御案内する場合があります。

■ 後援名義使用・賞状等交付の条件

1 後援名義使用の条件

(1) 申請団体について

次のいずれかに該当する団体が対象となります。

- (1) 国、地方公共団体その他公共的団体
- (2) 報道機関、公共交通機関その他の公共性のある事業活動を行う法人
- (3) (1)、(2) に該当しないもので、次の全ての要件を具備しているもの
 - ① 主催者の存在及び役員構成が明らかであること。
 - ② 規約、会則等の定めがあり、団体意志が明確であること。
⇒団体設立から1年以上経過していること。設立1年未満の場合は、次のどちらかが確認できること。
 - ア 活動の継続性が確認できる前身団体の設立から1年以上経過していること。
 - イ 実行委員会のうち主たる構成団体の設立から1年以上経過していること。
 - ③ 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分あると認められること。
⇒次のいずれかの条件を満たすこと
 - ア 過去3年以内に後援を承諾しており、実施報告と計画の著しいかい離がないこと。
 - イ 過去1年間に当該団体が行った類似事業について次の条件を全て満たすこと。
 - a 国内での開催実績があること。
 - b 参加人数について単独の事業で50名以上の実績があること。
 - c チラシ、広報媒体の作成実績があること。

(2) 申請事業について

生涯学習の振興を図る事業で、以下のすべての条件を満たす事業が対象となります。

- (1) 横浜市全域を対象とし、かつ、主たる会場を横浜市内とする事業であること
 - ⇒<横浜市全域を対象>
 - 次の①②いずれか（両方でも可）を満たすこと
 - ①ちらしもしくはポスターによる広報を9区以上で実施
 - ②一般紙、広報よこはま等、全市域対象の広報物に記事又は広告を掲載
 - ⇒<主たる会場を横浜市内>
 - オンラインイベントについては、ホスト(配信元)を主たる会場とみなします。

- (2) 参加費は無料、または事業内容等から判断して社会的に妥当な範囲内の金額であり、営利を目的としないこと、また、営利を目的として物品の販売を行わないこと
- (3) 幅広く市民の参加が見込まれる事業であること⇒50名以上の来場者が見込まれること
- (4) 団体が専らその構成員の親睦のために行う事業及び団体の構成員のみを対象とする事業でないこと
- (5) 開催場所において公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること

なお、次のいずれかに該当する場合は適用除外となります。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための行事その他政治的中立性を損なうおそれがあると認められるもの
- (3) 宗教の布教、教化、宣伝等の活動その他の宗教的活動と認められるもの
- (4) 当該団体の構成員又は会員の勧誘を目的とするもの
- (5) 横浜市の施策・事業との整合性がないものその他教育長が不相当と認めるもの

2 賞状の交付の条件

団体が行う生涯学習の振興を図る事業で、横浜市教育委員会が後援等の名義使用を承諾した事業が対象となります。

- ※「教育委員会賞」の場合…教育委員会作成の賞状を交付
- ※「教育長賞」の場合…白紙の賞状を交付

■ 提出書類

1 後援名義使用申請書等の提出

次の書類を添えて、下記提出先まで郵送、メール、若しくは窓口で御提出ください。(1)～(4)については、記載例をHP上で掲載しています。必ずご確認の上、ご申請ください。
※名義使用承諾前に「横浜市教育委員会」等の名義を入れてポスター・チラシなどの印刷物を作成することはできません。(「予定」「申請中」と入れた場合でも同様の扱いとなります。)

【申請に必要な書類】

- (1)後援名義使用申請書(第1号様式)
- (2)事業計画書(参考様式あり)
- (3)収支予算書(参考様式あり)
- (4)広報計画書(参考様式あり)
- (5)団体規約(申請団体の規約)
- (6)団体役員名簿(役職、氏名の一覧)
- (7)団体活動状況(過去1年程度)
- (8)前回承認した承諾通知の写し
- (9)前回実施事業のチラシ

【※賞状の交付を希望する場合は上記書類に加え、下記書類の提出も必要となります】

- (1)表彰規定
- (2)審査員名簿

【提出期限】

申請書等は、申請事業の広報を開始する1か月前までに御提出ください。

2 事業報告書等の提出

事業終了後、速やか（1か月以内）に次の書類を提出してください。

※提出がない場合、一定の期間申請を受理することができません。

【報告に必要な書類】

- (1)事業終了届(第4号様式の1) (2)収支決算書(参考様式あり)
- (3)事業内容がわかるもの(チラシやパンフレット、記録写真など)
- (4)【賞状の交付があった場合のみ】授与報告書(第4号様式の2)

3 事業内容の変更

事業内容に変更が生じた場合は、速やかに事業内容変更届(第3号様式)を提出してください。

【書類提出先・問合せ】

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 後援名義担当
住所:〒 231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10
電話:045-671-3282/FAX:045-224-5863
E-mail:ky-gakusyu@city.yokohama.jp